特集　地方選挙迫る!!

発行所
福岡県遠賀郡水巻町役場
発行人　西尾　司
責任者　柴田　実
編集人　岡部明憲
印刷所
冷泉田印刷合資会社

〝はじめに〟

巷々県や市村町の首長や議員方を選定する四月となりました。この選挙で向う四ケ年間の私達の県や町の行政運営を任かせる代表者を選び出す投票をするのであります。

何んといっても選挙は民主政治の基礎となるものでありまして、これこそ最も公明正大であるべきものであると思います。お互いに周知の事と思いますが、ここでもう一度認識を新たにして、正しく明るい選挙を行い、又最も重要な権利を、又責任を果し残すことなくはっきりと行使したいものであります。

そこで本号ではこの重要な選挙についての一応すべての有権者に是非知っていて頂き度い事がらなどを掲載して選挙特集版としました。

選挙人名簿について

選挙人名簿の種類

基本選挙人名簿と補充選挙人名簿の二種類があります。

1 基本選挙人名簿

町の選挙管理委員会が毎年九月十五日現在で、その日まで引続き三ケ月以来町の区域内に住居を有する満二十才以上の男女の選挙資格を調査し、十月三十一日までに調製した名簿であります。この名簿は所定の縦覧等を終え十二月二十日に確定して居ります。

従って今回の選挙にはこの名簿を使用することになります。

2 補充選挙人名簿

この名簿は選挙の行われる度ごとに調製する名簿でありまして基本選挙人名簿に洩れた人で、その後町区域内に移住して三ケ月の住所要件や、満二十才の年令要件などが出来た人で、本人若しくは代理人の申請に依って登載する名簿であります。

この名簿は左の調製要領通り所定の縦覧等を終って、県の選挙の場合は四月二十日、町の選挙の場合は四月二十八日に確定するわけであります。

補充選挙人名簿の調製要領

県の選挙の場合

調製現在期日	四月十日
申請期間	自四月十一日 至四月十三日
調製期限	四月十五日
縦覧及び異議申立期間	自四月十六日 至四月十八日
異議決定期限	四月十九日
確定期日	四月二十日

町の選挙の場合

調製現在期日	四月二十二日
申請期間	自四月二十三日 至四月二十四日
調製期限	四月二十五日
縦覧及び異議申立期限	四月二十六日
異議決定期限	四月二十七日
確定期日	四月二十八日

一休日並びに選挙準備などで役場一般事務を休むお知らせ

四月十日（金曜日）
皇太子御成婚記念日（祝日）

四月二十二日（水曜日）午後より、県知事、県議選挙準備のため

四月二十三日（木曜日）県知事、県議投票日（即日開票）

四月二十八日（火曜日）午後より、町長町議選挙準備のため

四月二十九日（水曜日）天皇誕生日

四月三十日（木曜日）町長、町議投票日

五月一日（金曜日）開票日（翌日開票）

尚、選挙準備や投・開票日は、戸籍、配給などの事務は、国民健康保険の事務室（表門から入ってすぐ右側の別室）で取扱いますから特にお知らせしておきます。

棄てるな汚すな命の一票

一票につながる台所

投票日

四月二十三日は
県知事
県議会議員

四月三十日は
町長
町議会議員

◇補充名簿には

本人若しくは代理人から

申請した人だけしか

登載出来ません

基本選挙人名簿に登載されていない有資格者は期日までに必ず申請致しましょう!!

期日は県選挙については　四月十三日まで

町選挙については　四月二十四日まで

3 不在者投票について

投票当日左の各号に該当する理由のある人で、投票日に投票所で投票することの出来ない人は、その選挙の告示の日から投票日の前日まで不在者投票をすることが出来ます。

①選挙人が水巻町以外の地域で職務又は業務に従事中であるべきこと。

②選挙人が止むを得ない用務又は事故のため水巻町以外の地域に旅行中、又は滞在中であるべきこと。

③選挙人が疾病、負傷、妊娠、不具若しくは、産褥にあるため旅行が著しく困難であるべきこと、又は監獄、少年院、若しくは婦人補導院に収容中であるべきこと。

④交通至難の島、その他の地で命令で定める地域に居住中若しくは滞在中、又はその地域において職務若しくは業務に従事中であるべきこと。

4 立候補の手続について

町の選挙の候補者になろうとする人はその選挙の告示のあった日とその翌日（自四月二十一日至四月二十三日、毎日午後五時まで）の二日間のうちに選挙長に文書で届出なければならなりません。

届出の方法は、本人自ら掲げ出る立候補届と、第三者から届け出る推せん届出の二つの方法があります。

立候補される方は、四月十五日までに選挙管理委員会に所定の用紙を準備して戴きますので受領して、手続について不明の点があれば、詳細一応問い合わせ下さい。

選挙の期日について

1 投票期日

(イ)県知事並びに県議会議員は四月二十三日

(ロ)町長並びに町議会議員は四月三十日（即日開票）

2 開票期日

(イ)県知事並びに県議会議員は四月二十三日午後七時三十分より（即日）

(ロ)町長並びに町議会議員は五月一日午前八時より（翌日開票）

一票の価値をしっかりかみしめて
棄権はすまい

住民の私たちが「有権者」といっても、これは何年かに一度の選挙に一票を投ずるだけで大したものでもないと考えたり言ったりする人がある。民主政治は住民の意思が反映するように仕組んでいるとは言っても、投票する時だけの話で、限られた候補者のなかのだれか一人に一票を投ずるだけの事だ。自分が選びたい人が立候補するという事には限らないし、どの候補者も思に入らないという場合もあろう。あれこれ考え合わせ、この人こそはと思う人に投票しても、当選するかどうかはわからない。かりに当選しても、自分の思った様に活躍するかどうかもわからない。ひものつけようがない、そんなに限られた効果しかない一票を投ずることが主権者である私たちの選挙の実体であるのだとも思われるすじもある。

地方自治はすべて、知事、市町村長と議会と、これ等選任された者によって動かされるという事で、住民にはこれ等代表者を選ぶ意思と責任はあるが、実際に地方自治を動かす意思と責任を持っているものは代表者である。代表者は一度選ばれたからには、選挙の際の言動とかかわりがあろうがなかろうが、リコールによらない限り次の選挙までは住民には手が届かない存在になる。勿論の政治と考えて、これに従ってもらうかどうかは代表者次第である。

批判の政治といっても、代表者が反省するばかりは、住民は代表者にその批判を受け入れさせる手がない。

住民による政治の実際は、少数の代表者による政治にほかならない。だがそれで良いのであろうか。今日の複雑たなすかしい、目治行政に私たちのすべてがいちいちかかわっていなければならないようでは、やりきれなくなってしまう。町村の行政でもそれほど楽なものでも、簡たんなものでも、片手間にかたずくものではない。その運営には大きな能力と工夫と時力の必要だ。そして責任も大（ん）重い社会的な能力者である。全住民にかわって政治をひき受けて行なう人を選ぶのが、この選挙である。

端的に言って、市町村、府、県の議員の支配者、必ずしも住民の意図するようには動かず、まかり違えばその利益と一致しないこともするかもしれない。そんな代表を四年に一度選ぶのである。

自由に表明される意思といっても投票にそんな自由な意思を表明できるはずがなく、候補者の一人に苦心なしに一票を投ずる自由がある。

のみである。まず選挙とはざっとこんなものかと思われる。

結局選挙に際しての私等の意思の表明は極く限られており、個々の住民の思うようには一向にならない。

いが、選挙の貴重な事は少しのかない人の氏名や心にもない事を記入してみたり、思いもよらない誤り、又なにも書かず白紙投票などのみめ貴重な一票が空うにとんでしまうものが三百三十三名もある。ただ何の記号を記入してある人が四十三人、白票のものが二十一人、何か雑事が書いてあるのが十人、名刺を貼りつけたものが二人、候補者でない人の氏名を書いたものが最も多く百九十九人、棒めて三百三十三名の方の投票がくうにとんでいる。この様な結果から、不案内の事はよく案内係へききただし、又たとえ私事はあってもいましめ、向う四年間の自分等の政治をまかせる代表者を選ぶ選挙であることを良くかみしめ、情実に正しい一票を投じたいものである。

（この無効投票は、県の選挙の場合は【昭和三十年】当町から三百七十六票で、町の選挙より四十三多い記録を示している。

第二投票所（吉田地区の内郷口区を除く浜住）が最も優秀で七分の棄権者が出ておる。又男と女を比べると、農村関係では男子の方が棄権者が多く、男一割一分、女九分となっており、これは限られた春の農作業のためと思われる。

最も投票率の優秀な第一投票所であった浜住関係（郷口区を除く吉田地内）では女の方が二分から三分位多くの棄権者を示している。これも女は家事のためと思われるが、前に述べた通り四年に一度の主権者である住民私等の向う四カ年の運命を決するほどの一時である以上、たがやしや、家事手伝等も多忙であっても、何んとか時を切って投票に出掛けたいものである。

尚、県の選挙の場合はぐっと低調で、男百人中十五人、女十九人、平均して百人の中十七人の人々が貴重な一票をすてている。又せっかく投票所に来ながら、候補者で

投票場入場券等について

入場券の配布は左の通り行う予定であります。

一、県知事及び県議会議員選挙の入場券（白色）四月五日頃

二、町長及び町議会議員選挙の入場券（緑色）四月二十五日頃

註1入場券の来ないお方はすぐ問合わせて下さい。

2名簿にのっていないと投票が出来ませんので名簿登載漏れの方はすぐ申請して下さい。

3入場券を受取った後紛失などされた場合でも投票日前は再発行は致しませんから大切に保存して下さい。

4入場券を所持していなくても選挙人名簿に載って居れば投票当日再発行しますので投票所で案内係に申し出て下さい。

5入場券が来ても、諸事上投票当日までに転出なためめ資格のなくなった方は投票出来ません。

県選挙の場合は四月十三日まで

町選挙の場合は四月二十四日まで

投票所案内見取図

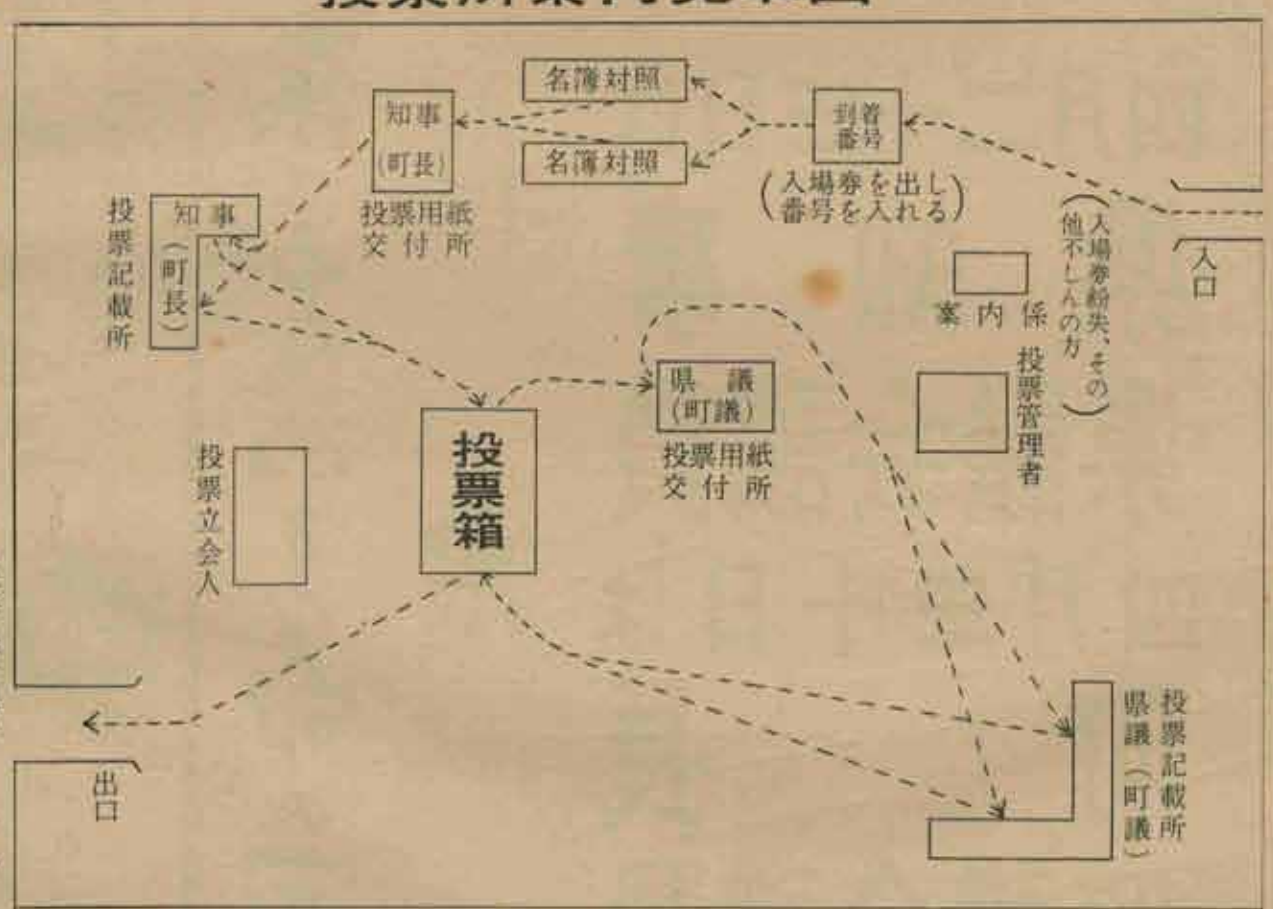

（　）内は町の選挙の場合です

投票用紙の色別け
（知事……黒
県議……赤）ずり…投票4月23日
（町長……黒
町議……赤）ずり… 投票4月30日

あなたの選挙権を確認して下さい

四年に一度の地方選挙に際し、住所の移転や、新しく選挙権の出来た人又は今まで気付かないまま、基本選挙人名簿に載っていない人など、つまり選挙権がはっきりしていない人やない者になっている人は次に掲げることをよく読んで下さい。

◇県の選挙の場合

①選挙人名簿を閲覧して、基本選挙人名簿に乗っていない人。

②昭和十四年四月十一日までに生れた人。（新有権者）

③昭和三十四年一月十日までに当町へ住居を定めた人。

この人たちは、四月十一日から十三日までの間に申し出て下さい。申請がないと、県選挙の補充人名簿に載らず県選挙には出来ないことになります。

◇町の選挙の場合

①基本選挙人名簿にのっていない人。

②昭和三十四年一月二十二日までに当水巻町へ住居を定めた人。

③昭和十四年四月二十三日までに生れた人。以上の①～③に該当する人は四月二十三日～二十四日までの二日間（午後五時まで）に申し出て下さい。

立会演説会について

県知事立候補者の立会演説会が左の通り開催されます。

この演説会は法の規定により公営で行われるもので、演説部内では一回のみであります。

政見、政策などを聴取して自分の信ずべき候補者を選定する貴重な資料を得る絶好の機会におきましてこの演説会は法の規定により公営で行われるもので、演説部内では一回のみであります。

政見、政策などを聴取して自分の信ずべき候補者を選定する貴重な資料を得る絶好の機会です。万難を排して、御参集下さる様特におすすめします。

日時　四月十九日午後一時より

場所　水巻町町民会館ホール（当時なお補充区第町内五十ケ所に掲示します）

町内学校卒業式終る！

三月五日の高校をトップに第七、それぞれ巣立った。

同、三十名の若人が進学に社会に一中学校でも前十七水中（十二回）で四十名、津中（第二回）二十七名計七四四名、小学校では同二十日一斉に卒式が行われて八百二十一名の人生第一回の卒業を迎えた。

（写真説明）右―水巻高等学校卒業式答辞朗読

卒業証書を手に恩師に送られ校門を去る一時（水中）

部落別名簿登載者数一覧表

昭和三十三年九月十五日現在で調査した選挙人名簿の各部落別登載数は左の通りであります。（有権者数）

第一投票所

部落名	男	女	計
伊佐庫	五五	五〇	一〇五
二	一六六	一九〇	三五六
下	一〇三	一一二	二一五
二	七八	九一	一六九
下二町住	二七四	二八九	五六三
吉田一	三九七	四〇六	八〇三
吉田二	四一七	三六九	七八六
吉田三	四九〇	五〇七	九九七
計	一、	一、	二、

第二投票所

部落名	男	女	計
片山区	四〇一	三九八	七九九
鶴和荘	六三	〇	六三
温雅荘	八八	〇	八八
常盤区	一八八	一七八	三六六
一坑社員区	二〇三	二二七	四三〇
吉田区	九九二	九九八	一、九九〇
計	一、九三五	一、八〇一	三、七三六

第三投票所

部落名	男	女	計
立屋敷	五二	六三	一一五
磯崎	五九〇	六四六	一、一三六
仏末	一〇五	一三三	二三八
中央区	一七〇	一七一	三四一
腰口区	六一九	六四三	一、二六二
高尾区	一二四	一三二	二五六
二坑社員区	四九九	五三四	一、〇三三
計	二、一五九	二、三二二	四、四八一

第四投票所

部落名	男	女	計
古賀	一〇六	一〇七	二一三
新生	二八	四五	七三
高尾区	七七五	七六三	一、五三八
古賀区	九七六	一、〇一一	一、九八七
明映寮	七九	一	八〇
計	一、九六四	一、九二七	三、八九一

第五投票所

部落名	男	女	計
猪熊	一三一	一三二	二六三
樋口	二五三	二七八	五三一
五鶴区	二六二	二五五	五一七
梅の木区	一、一五二	一、一七八	二、三三〇
計	一、七九八	一、八四三	三、六四一

総計　九、三四六　九、四〇〇　一八、七四六

以上の数字は名簿に登載した数字であります。実際に投票出来る有権者数はその後に於ける死亡・転出などの理由で若干変動があるを見込であります。

投票所設置場所とあなたの投票所は

四月二十三日、四月三十日共に左の通りに投票所を設けます。

第一投票所（下二小学校講堂）
伊佐庫、二、下二、下二町住宅、吉田の一、二、三

第二投票所（第一高松鉱業所浦発所）
片山区、鶴和荘、温雅荘、常盤区二坑社員区（緑野を含む）

第三投票所（水巻町役場）
立屋敷、磯末、仏、中央区、腰口区、高尾区、二坑社員区

第四投票所（古賀区集会所）
古賀、新生町、高松区、古賀区

第五投票所（猪熊校区集会所）
猪熊、樋口、五鶴区、梅の木区

立候補予定者へ！

去る三月二十二日投票別紙で、町長、町議並候補予定者並びに運動員になろうと思われる方々のために説明会を行いましたが、参加されなかった方へ、当日の主な事項・要点をお知らせします。

記

一、立候補届出期間

自四月二十一日
至四月二十二日　二日間
（毎日午後五時まで）

二、立候補に必要な用紙類など

四月十五日までに事務局で（役場総務課内）準備するので、内容確認の上、届出前に不備はないか、事務局と打合わせて頂きたい。

三、立候補受付要領

① 受付の場所　四月二十一日午前出役場別館で……以後は役場事務局で

② 受付順序　四月二十一日午前八時三十分まで参集の方で町長、町議選別に抽せんをして順序を定める。八時三十分以後参集の方は到着順に定める。

③ 立候補届出の場合は、届け書に捺印した印鑑を必ず持参して下さい。

④ 運動用に必要な標旗、腕章等は届け出を受理した時に交付します。

以上

町長候補の立会演説会について

水巻町選挙立会演説会条例に基き町長候補者の立会演説会を左の通り実施致します。

記

一、演説日時　四月二十七日午後一時
二、場　所　水巻町町民会館ホール
三、参加申出の期限　四月二十三日午後五時まで
但し演説会参加申込候補がない場合並びに一名の候補者である場合は中止します。

以上

公明選挙とはどんなことでしょうか

（各人の受取り方）

この公明選挙という言葉は、常日ごろからきいていなければならない事で、ここ数年前から公明選挙運動として展開されておるのであり、選挙の行われるその年や投票の迫る一期間だけの問題では決してなく、私等公民としての二つの条件といっても過言でない方ではありませんが、しかしまだ、いろいろの調査によって知られた資料によりますと、この公明選挙のあい言葉も仲々心の中にしみこんでいない様です。

そこで、具体的に言いまして、どんな意味を持つものが公明選挙であるか、各人の考え方を（調査結果）七つだけをまとめてみることにしますと次の通りになりました。

一、選挙を通じて私たちの暮らしを良くすること
二、口さきばかりで正しくない人を選ばないこと
三、お金のかからない選挙をやること
四、選挙違反をなくすること
五、投票率を良くすること
六、情実によらない自分の考えでえらぶこと
七、何は兎もあれ明るく正しく思いのこしのない選挙をすること

地方選挙の開票日までのあらまし

三月二十九日
県知事選挙告示
同　立候補―受付開始
同　不在者投票開始

四月八日
県議会議員選挙告示
同　立候補―受付開始
同　不在者投票開始
県知事立候補締切日

四月十日
県知事・県議会議員選挙補充選挙人名簿調製現在期日

四月十一日　三日間
補充選挙人名簿縦覧並びに異議申立期間

四月十三日
補充選挙人名簿申請期間

四月十五日
補充選挙人名簿調製期限

四月十六日
県議会議員立候補締切日
県知事候補者氏名掲示期日

四月十六日　三日間
補充選挙人名簿縦覧並びに異議申立期間

四月十八日
議申立期間

四月十九日
異議決定期限

四月二十日
同名簿定期日
県議会議員候補者氏名掲示期日

四月二十一日
町長、町議会議員選挙告示
立候補受付開始
不在者投票開始

四月二十二日
町長、町議会議員立候補締切日
町長、町議会議員補充選挙人名簿調製現在期日

四月二十三日
町長候補者立会演説参加申込期限
県知事、県議会議員投票及び開票日

四月二十三日　二日間
四月二十四日
町長、町議会議員補充選挙人名簿登録申請期間

四月二十五日
同名簿調製期限

四月二十六日
同名簿縦覧及び異議申立期限

四月二十七日
同名簿異議申立決定期限
町長立候補者立会演説会
町長町議会議員開票の立会人届出最終日

四月二十八日
補充選挙人名簿確定期日
町長、町議会議員候補者氏名掲示開票立会人抽せん日

四月三十日
町長、町議会議員投票日

五月一日
同開票日

保育所に入所を希望する児童を公募いたします!!

昭和三十四年度において町営「水巻町第一保育園」を設置致しますので 左記説明書熟読の上児童の入所を希望される保護者は 左記期間内に御申込下さい

記

一、受付の期間
　自 四月六日 至 四月二十日
一、受付の場所
　水巻町役場民生課
（申込用紙は民生課に備付けている）

昭和三十四年度より施行予定の保育所を開設致すことになりました。保育所とは、児童福祉法にいう、児童福祉施設であり日日保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保護することを目的とするものであります。

具体的に申しますと両親が共かせぎであるとか、片親の世帯で親が働いているため父母のどちらかが病気のため等、保育に欠ける児童を親に代はって保育する施設であります。

それでは当町に設置される、保育所の内容を紹介申し上げますと、

一、設置主体及経営主体
　水巻町
二、名称
　水巻町第一保育園
三、場所
　水巻町大字頃末九四八番地（福祉事務所跡）
四、収容の定員

区分	児童数
満三才以下の乳児及幼児	一〇人
満三才以上の幼児	六〇人
計	七〇人

註、児童福祉法によりますと、児童とは満十八才に満たない者をさし、児童を次の如くに分けております。

一、乳児　満一才に満たない者
二、幼児　満一才から小学校就学の始期に達するまでの者
三、少年　小学校就学の始期から満十八才に達するまでの者

五、設備の基準
保育所には前記乳児及幼児を保育するため、法律で定められた最低基準に合格する建物及施設を用意致しております。

六、職員
所長は町長兼務で保母三人給食婦一名、小使一名及び嘱託医一名で構成されます。

七、保育時間
保育時間は通常八時間でありますが、保護者の労働時間及び家庭の状況を考えて保育所長が定めます。

八、保育の内容
保育所に於ける保育内容は次の通りです。
①健康状態について顔色、体温皮膚に異状がないか、清潔であるかを登所するときに毎日みます。
②個別に清潔であるか、外傷はないか、服装等に異状はないかを毎日退所するときに見ます。
③前記①②に異状があった場合直ちに適当な措置をとります。
④自由遊びとして音楽、リズム、絵画、製作、お話自然観察、社会観察、集団遊び等をおこないます。
⑤入所したときと、少くとも一年に二回は、入所した者に対し、健康診断をおこないます
⑥入所した児童の保護者と常に密接な連絡をとり、保育方針、家庭状況等について、理解及び協力を求めます。
⑦給　食　保育所の特色として毎日給食をおこないます。
但し、三才未満の乳児及び幼児は主食及び副食の完全給食三才以上の幼児は副食のみであります。

九、保育料
一、階層
入所を希望される世帯は左の表の何れかに分類致し、その階層により定められた費用を徴収します。
加算基準額とは同一世帯から二人以上の児童を入所せしめた場合二人の児童については、基準額を、その他の児童は、加算基準額の保育料を徴収します。
現行保育料は現在、厚生省に於て改正中でありますので、法が新しく施行されれば、多少額の異動があると思われます。

階層別	保育料 三才以上の児童 基準額	保育料 三才以上の児童 加算基準額	保育料 三才未満の児童 基準額	保育料 三才未満の児童 加算基準額
A階層	〇円	〇円	〇円	〇円
B階層	一〇〇〇円	五〇〇円	二〇〇〇円	一〇〇〇円
C階層	四五〇〇円	二二五〇円	六五〇〇円	三二五〇円
D階層	九二〇〇円		一、五〇〇〇円	

二、保育料

A階層	生活保護法による被保護世帯
B階層	A階層を除き前年分の地方税法による市町村民税を課税されていない世帯
C階層	AB階層を除き、前年分の所得税法による所得税を課税されていない世帯
D階層	前年分の所得税法による所得税を課税されている世帯（一般世帯）

十、開設の時期
現在保育所の設置について厚生省に対し、認可申請中であり、四月末には開設できる予定です

十一、その他
①保育所に委託する乳幼児の入所順位は保育に欠ける度合を調査の上町長がこれを定めます。
②その他詳細については、民生課に御尋ね下さい。

保証人と連帯保証人の責任について

普通の保証人は、借主が返済できないときに、補充的に返済義務があります。したがって保証人が借主より先に請求を受けたときは、まず借主に催促するように主張できます。（検索の抗弁）申出を受けた貸主は、一応借主に返済の請求をしたあとでないと、再び保証人に請求することはできません。

また、貸主が借主の債務者に催促した後であっても、借主にその資力があって差押えや検索手続が困難でないということを証明すれば保証人の方を後まわしにしてもらうことができます。（検索の抗弁）保証人からこの主張がでたら、貸主は保証人の財産に手をつける前に、借主の財産から執行しなければならなくなります。それに、普通の保証人が幾人もいるときは保証する金額を分割することができます。責任額を分割しないときは、各保証人が均等分することになります。

（分別の利益）

ところが連帯保証となりますと、借主と同一の立場で支払いの責任がありますから、催告や検索の抗弁とか、分別の利益の主張ができません。連帯保証人も判例によれば、借主に返済の資力、担保力がある上損害して、単に名義だけのつもりで連帯保証人になった場合でも、連帯して支払う責任があります。

公民館結婚第百号

名越申三君
石松ヤス子　両氏の結婚式

町公民館より記念品を贈る!!

町公民館（社会教育委員会）では一昨年来生活刷新をめざし新生活運動を提唱し、お金の無駄を防ぐこと、物資の無駄を防ぐこと、手数をはぶくこと等、四つのむだを防ごうという事から、まず元費のかさむ結婚式を取り上げて公民館結婚式を実現に踏み切り、昨年一月十六日松丸、北野両氏の婚礼を第一号として以来、町内結婚両家庭における元費の大節減を積み重ねて来ましたが、この程二月二十二日昼間の部挙式となった名越、石松両氏の結婚式が恰度第百回目に当り公民館長より記念品が贈呈されました。

尚この四月は、春の結婚シーズンの頂点として夜間の公民館結婚式も受付ることにしております。（午後十時までに式万端を終ることになっていますので念のため）

（上）（中）（下）第百号記念品を受ける新郎夫婦ち首りの杯司会者、給仕人

折尾警察地区 防犯協会より

花見頃の飲酒事故はお互いの自覚で防ごうと呼びかけている

日本は酔っぱらい天国であるといわれている、「何せ酔っぱらっていた為」などと言えばたいていの事は許される。

なかには酔っぱらいを仮装して暴行の限りをつくし少しも恥じない者もいる、このために善良な一般市町村民はとばっちりを受け迷惑し、どれ程害をこうむっているかしれない大は殺人から小はけんかは論に至る迄絶える事はない位である。

酔っぱらって一命を捨てる者さえ少なくない。好きな酒を呑んで昇天した本人は満足かしらないが、それですまされる問題ではない。昭和三十三年中県下で酔っぱらい……、自分や他人の生命身体又は財産に危害を及ぼす危険があって応急の救護を要するものと認め警察署や派出、駐在所などに身柄を一時保護された者は、七、八四五名の多きに上っている。

これを場所的に多い順に見ると、小倉署では一、二八七名、八幡署九〇八名折尾署では一七〇名となっていて、県下三位になっている。また折尾署管内の概況は市町村別に見ると、中間市二六一名、水巻町九八名、宮原町七二名、遠賀村一四名、岡垣村二五名、折尾町二九〇名である。

まえにも述べたように、酔っぱらいのうえでの事故は花見時が殺わ多いのであり、花に誘われ人の心も浮かれて酒宴になってくるのは共通心情でしょうが、楽しかるべき慰安の酒が飲み方によっては悲劇を生んだり人の不幸を招くようなことは何んと言っても悪の骨頂だろうと思われる。

時あたかも行楽シーズンを迎え一家だんらんで山野に慰安を求めて出掛ける人も多くなると思われるが昔から「花は半開、酒は微醺」などといわれる通り花は散らないうちが見ものであり、酒は味わいながらの合間がおいしいものであり、これを通り過ぎると低調な気味い水になり、果ては自身や他人にも不幸をもたらすものである。お互いに節度は楽しく飲むこと、飲みたいものである。

又この花の中一般的な犯罪も意カーブに増えて来るので次の事を注意しておお互いに防災の手をつくしめたい。

・あき巣ねらいに注意しよう!
花見から帰ってみたら、あき巣ねらいに、そっくり盗まれていたという事例は数多くあります。
花見など家族揃れのハイキングなどで家をあけるときは必ず留守番を置きたいものです。

・戸締りを厳重にしよう!
出入口のほか、便所の窓や、炊事場の窓などの戸締りを忘れないようにしよう。
寝る前に、もう一度、戸締りを見回る習慣をつけよう。誘かけ運動に全戸参加を願う。

・女の一人歩きはやめること!
女の一人歩きをねらう暴漢が出没しております。
昼間でも淋しい場所はさけて通りましょう。

・暴力はみんなの協力で追放しよう!
花見の場所や続り場などの暴力沙汰はすぐ警察（一一〇番）へ届けましょう。

・横路の横断は直角に通りましょう!
通路を横断するときは、左右をよく確しかめてから、直角に通行しましょう。

標語
「あき巣がねらうるすの家」